

# 生物試料分析科学会認定資格規程

平成23年2月18日制定

平成27年10月10日改正

平成29年2月10日改正

平成31年2月8日改正

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人生物試料分析科学会（以下本会）の定款第50条に規定するところにより、同第5条第1号に規定する認定資格（以下認定資格）について定める。

2 認定資格は、分析機器及び試薬の状況を解析、評価できる能力を認定し、以て生物試料分析の質を担保することで、国民の健康、保健・福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (認定資格)

第2条 本会の認定する資格は、以下のとおりとする。

(1) 分析機器・試薬アナリスト

### (事務局)

第3条 認定資格に関する事務は、本会事務局（以下事務局）が行う。

## 第2章 運営組織

### (運営組織)

第4条 認定資格制度を統括するため、本会に認定制度機構を置く。

2 認定制度機構に認定資格ごとに認定委員会を置く。

3 各認定委員会に専門委員会並びに試験部会及び講習部会を置く。

### (認定制度機構)

第5条 認定制度機構の構成員は理事とし、理事会で選任する。

2 その長（以下認定制度機構長）は、構成員の中から理事長が指名して、理事会承認を得た者とする。

3 認定制度機構長は、認定制度機構の議により以下の業務を行う。

(1) 委員及び委員長の任免

(2) 認定試験及び講習会の開催の有無及び時期、場所の決定

(3) 各試験及び講習会の調整

(4) 資格の認定

### (認定委員会)

第6条 認定委員会は、対象とする認定資格制度の運用を図る。

2 各認定委員会の長（以下認定委員長）は、認定制度機構長が選任する。

3 各認定委員会の構成は、認定委員長、専門委員、試験部会委員及び講習部会

委員とする。

(専門委員会)

第7条 各専門委員会は、認定資格に関する学術的専門性を高めるために組織する。

2 各専門委員の数は特に定めず、2/3程度を認定資格者のうちから公募により、残りの1/3程度を各認定委員長の推薦により、それぞれ認定制度機構長が任命する。

3 各専門委員会の長(以下専門委員長)は、認定委員長の推薦により認定制度機構長が任命する。

(部会)

第8条 試験部会は、ガイドライン策定、問題作成及び問題選定の作業を担当する。

2 講習部会は、認定試験ガイドラインに基づいて、テキストの編纂及び指定講習会の企画運営を担当する。

3 各部会委員は、各認定委員長の推薦により認定制度機構長が任命する。

4 各部会長は、当該委員の中から各認定委員長が推薦し、認定制度機構長が任命する。

### 第3章 試験科目等及び受験資格

(試験科目等)

第9条 認定試験の試験科目、出題数及び時間は別に定める。

2 認定試験の様式は、五者択一式の筆記試験とする。

(受験資格)

第10条 認定試験の受験資格は、以下の各号のすべてを満たす者とする。

(1) 本会会員もしくは同等であると認定制度機構が認めた者

(2) 指定講習会を受講した者

2 指定講習会と認定試験が分離して開催された場合の前項第2号の受験有効期限は、指定講習会受講後3年以内とし、受験回数は1回とする。

3 前項により、認定試験の所定の手続きを行いながら、これを欠席した場合は、前項の受験有効期限内において1回の受験を認める。ただし、次条に定める受験料は再度納付しなければならない。

### 第4章 受験料、試験会場及び出願

(受験料)

第11条 受験料は、別に定める。

(試験会場)

第12条 試験会場は、その都度認定制度機構が決定する。

(出願)

第13条 認定試験の受験希望者は、試験要項にしたがい所定の期限までに振込みによ

り受験料を納付し、出願書を本会事務局に郵送により提出する。

2 事務局は、手続きを完了した出願者に対して受験票及び関係資料を送付する。

## 第5章 指定講習会受講料、指定講習会場及び受講希望

(指定講習会受講料)

第14条 指定講習会受講希望者は所定の受講料を納付する。

(指定講習会場)

第15条 指定講習会場は、その都度認定制度機構が決定する。

(受講申込書)

第16条 指定講習会の受講希望者は、所定の期限までに受講料を銀行振込みし、受講申込書を本会事務局に送付する。

2 本会事務局は、手続きを完了者に対して受講証及び関係資料を送付する。

## 第6章 登録事務、認定証及び認定資格の更新

(登録事務)

第17条 事務局は、認定資格登録者名簿に認定資格者を登録する。

(合格通知及び認定証)

第18条 認定制度機構長は、認定試験の合格者に対して合格を通知し、併せて認定証を交付する。

(資格更新)

第19条 認定資格の有効期間は5年とする。

2 更新要件は本会の会員であることに加え、更新時過去5年間のポイント(p)累計が12ポイント以上であることとする。

(1) 生物試料分析科学会支部学術集会

..... 3p (演者は5p)

(2) 生物試料分析科学会年次学術集会

..... 4p (演者は6p)

(3) 他の学術雑誌への認定資格関連内容の投稿

..... 6p (筆頭者8p)

(4) 本会誌「生物試料分析」への投稿

..... 7p (筆頭者9p)

(5) 本会が実施する認定資格更新講習会

..... 9p

(6) 本会が実施する認定資格関連勉強会参加

..... 2p/年

(7) その他本会が認めた活動

..... その都度本会が指定

- 3 更新手続きは、所定の申請書に更新料を添えて申請する。
- 4 認定制度機構長は、更新手続きの完了者に対して認定証を交付する。

## 第7章 会計及び委員報酬

(会計)

第20条 認定試験にかかる会計は、事務局が管理する。

- 2 事務局は、会計年度にあわせて予算及び決算を作成する。

(委員報酬)

第21条 委員には報酬を支払う。

ただし、本制度発足から5年間は、報酬の一部又は全部を支払わないことができる。

## 第8章 細則及び規程の改廃

(細則)

第22条 本規程を運用するにあたり、必要な細則は別に定める。

(改廃)

第23条 本規程の改廃は、理事会の過半数の同意により、理事長がこれを定める。

附則

- 1 本規程は、平成23年2月18日に制定し、同日より施行する。
- 2 本規程は、経過措置として平成25年3月11日まで、第2章の運営組織の一部を設けないことができる。
- 3 本規程は、平成27年10月10日より施行する。
- 4 平成31年度から2年間は第5条第1項に掲げる「理事」は、「理事もしくは理事経験者」と読み替えるものとする。
- 5 本規程は、平成31年2月8日より施行する。